

綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金

生産設備をリース契約により導入された中小企業者に対して助成金を交付します

対象企業	<ul style="list-style-type: none">● 市内に工場のある中小企業者で、生産設備をリース会社とのリース契約により導入された企業● 市税に滞納のない企業 <p>工場とは、工業製品を製造、加工する（日本標準産業分類に掲げる製造、加工業を営む）ために直接供する家屋及び市長が特に認める事業を行うための家屋</p> <p>中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するもの</p>
対象生産設備	<ul style="list-style-type: none">● 機械及び装置（法人税法施行令第13条第3号に規定する機械及び装置で減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2に定めるもの）● 令和7年1月1日から同年12月31日までにリースを開始しているもの
対象経費	<ul style="list-style-type: none">● リース契約額（合計額が500万円以上） <p>※物件価格以外の諸経費（消費税・リース手数料・消費税等）を除きます。</p>
助成金額	助成対象経費 × 助成率 助成対象経費に助成率を乗じて得た額を交付します ■ 助成率は令和7年1月1日時点の長期プライムレート（ 1.90% ）を適用 ■ 1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします
上限額	1事業者 50万円／年
提出期限	令和8年1月9日（金） までにご提出ください
提出書類	<ol style="list-style-type: none">（1）綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金交付申請書（様式第1号）（2）リース契約書の写し（3）導入生産設備の物件価格が確認できる書類の写し（4）導入生産設備の設置の状況が確認できる写真

■ 本制度の活用をお考えの場合は、事前にご連絡・ご相談をお願いいたします。

【問い合わせ先】

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市農林商工部 商工労政課 工業・雇用促進担当

電話 0773-42-4264（直通）

メール syokorosei@city.ayabe.lg.jp